

焼肉店が原因施設とされた腸管出血性大腸菌 O157:H7 食中毒事例-福井県

2008 年 4 月 4 日、5 日に腸管出血性大腸菌（EHEC） O157（VT1+2）感染症として医療機関より届け出があった患者 A および C について、坂井健康福祉センター（坂井保健所）が調査した結果、患者 A は 3 月 28 日に、患者 C は 27 日に同一焼肉店（X 店）で生レバーおよびホルモン等を喫食していたことが判明した。患者 2 名の共通食が X 店での食事以外になく、検出された原因菌の血清型および毒素型が一致したこと、医療機関からの食中毒届け出により、坂井保健所は X 店の食事を原因とする食中毒と判断し、同店を 4 月 6 日から 3 日間の営業停止処分とした。

X 店で患者と食事を供にした 2 グループ計 15 名および患者家族など 17 名の糞便検査を当センターにて実施した結果、患者 A のグループ I の 2 名のうち 1 名（B）から、患者 C のグループ II の 13 名のうち 1 名（D）から EHEC O157（VT1+2）を検出した（表 1）。また、福井健康福祉センター管内で、4 月 6 日の報道発表に気付いて医療機関を受診し、4 月 10 日に EHEC O157（VT1+2）が検出された患者 E は、3 月 29 日に X 店で生レバーおよびホルモン等を喫食していた。全体として、O157:H7 を検出した 5 名（有症者 4 名、無症者 1 名）の家族など計 26 名からは、菌は分離されなかった。なお、X 店の施設・器具のふき取り材料および従業員 4 名からは菌は分離されず、また、食品の残品はなく検査は実施できなかった。

患者 A、C、E 由来株および当センターで分離した株（患者 B、D）についてパルスフィールド・ゲル電気泳動（PFGE）を実施した。供試株は、患者由来株は医療機関から分与された各 1～2 株、当センターで分離された検体については各 3 株、および散发事例の 1 株である。A 由来株、B 由来の 3 株中 1 株および D 由来の 3 株中 2 株は同一パターンであり、D 由来の残り 1 株は 1 本のバンドが欠けたパターンであった（図 1）。また、B 由来の残りの 2 株、C 由来の 2 株中 1 株および E 由来株は同一パターンで、A などの由来株とは 1 本のバンドの違いであった。このように、同一人物由来株でも異なるパターンが確認された。得られた DNA 切断パターンは画像解析ソフト（Fingerprinting II）を用いて解析した結果、今回の食中毒事例由来株の類似度は、約 93%と高く、近縁株であることが考えられた。本事例で原因食品と推定される生レバーあるいはホルモン等は、近縁な複数の株に汚染されていた可能性が示唆されたことから、複数の菌株を収集し、解析をする必要があることを再認識した。

福井県衛生環境研究センター 山崎 史子、永田 暁洋、石畝 史
福井県坂井健康福祉センター 高原 悠、笠原 香澄、内田 美智子
福井県福井健康福祉センター 田中 妙子、桜田 基子